

豊頃町民プールオープン

【開館期間】 6月1日（月）～9月30日（水）
 【利用料金】 町民 ～ 無料
 町外者 ～ 中学生以下：100円 高校生以上：200円
 【開館時間】 午後1時～午後8時まで
 ※土曜日、日曜日および国民の祝日並びに豊頃小学校の夏季休業期間中は、午前10時に開館します。
 【住 所】 豊頃町中央若葉町22番地1（豊頃小学校）
 【施 設】 25mプール4コース・幼児用プール・採暖室
 【お問い合わせ】 ☎（574）4788

水泳教室生徒募集！

町民の方を対象に水泳教室を開催します。皆さん是非ご参加ください。

対 象 者	内 容	開 催 日	時 間	
幼児（4歳以上）	水慣れを中心に楽しく練習します。	6/9、6/16、6/24、7/1、7/8、7/15、7/22	午後4時～午後5時	
小学生	水泳の基礎～クロール完成まで（25m完泳目標）	6/23、6/30、7/7、7/14、7/21	午後6時～午後7時	
一 般	アクアコンディショニング （水中ウォーク+ストレッチ）	誰でも気軽にできる水中運動と、体の柔軟性をアップさせるストレッチを行います。	6/1、6/8、6/15、6/22、6/29、7/6、7/13	午後2時～午後3時
	アクアピクス （水中ウォーク+アクアダンス）	誰にでもできる簡単なエクササイズを音楽に合わせて楽しく！	6/2、6/9、6/16、6/23、6/30	午後7時～午後8時
	水泳教室	初心者から上級者のレベルに応じた教室です。	7/7、7/14、7/21、8/18、8/25	午後7時～午後8時

【参加料】 150円（保険料等）

【申込方法】 5月20日（水）までに教育課体育振興係へ申込みください。

詳しくは・・・【お問合せ先】 教育課体育振興係（総合体育館内） ☎（574）2480

介護保険サービスの利用者負担変更のお知らせ 一定以上所得がある方の利用者負担が変わります

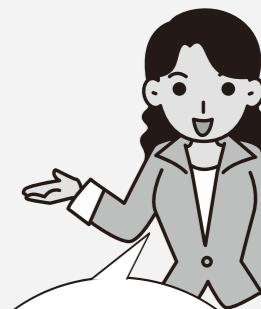
平成27年
8月から

負担割合が2割に変わります

介護保険サービスの利用者負担割合は一律1割でしたが、所得が一定以上ある65歳以上の方についての利用者負担割合が2割に変更となります。

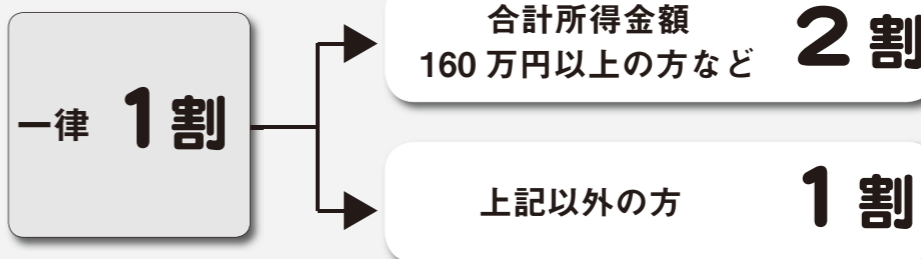
自己負担が2割となるのは、合計所得金額が年間160万円以上で年金収入等とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方が対象となります。

※合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額



高額介護サービス費の支給による負担上限があるため、2割対象者すべてが2倍の負担になるわけではありません。

平成27年7月までの負担割合



平成27年8月からの負担割合

問合せ先 役場福祉課介護保険係 ☎（574）2214

豊頃町次世代育成支援金を支給します

平成27年4月1日から次代を担う児童の健全育成と子育て世代の定住促進を図るため、子育て世帯に対し次のとおり「次世代育成支援金」を支給します。

対 象 児	出産祝金			健全育成支援金	保育所通所支援金
	第1子	第2子	第3子以降	満1歳から満6歳までの誕生日を迎えた児童	町内の保育所に通所（一時保育を除く）している児童
金 額	100,000円 （うち商工会商品券50,000円）	200,000円 （うち商工会商品券100,000円）	300,000円 （うち商工会商品券150,000円）	100,000円 （うち商工会商品券50,000円）	月額5,000円分の商工会商品券
支給対象者	支給時期の属する月の前月の末日において本町の住民基本台帳に6か月以上記録され、現に居住する方で、対象者本人若しくは配偶者が出産し、又は満6歳までの児童を養育している方。			対象児童を養育している世帯に申請書を送付します。	
支給時期	出産時			4月と10月の2期（それぞれ前月の6か月間の誕生日を迎えた分）	4月と10月の2期（それぞれ前月までの半年間の通所分）
申請方法	出生届提出時に福祉係に申請してください。			対象児童を養育している世帯に申請書を送付します。	

【支給の制限】

次のいずれかに該当する場合は、支援金の支給はできません。

- ①申請者および申請者と生計を同一にする方が、町税、町使用料等を滞納しているとき。
- ②申請者が対象児を養育しなくなったとき。
- ③申請者および対象児が町内に居住しなくなったとき。
- ④その他町長が支給することが適当でないとき。



問合せ先 役場福祉課福祉係 ☎（574）2214